

2026年度 奨学金ガイドブック《学部・大学院共通》

このガイドブックでは、本学の学生が利用できる奨学金等制度を案内しています。自分がどの制度を利用するか検討する際に参照してください。奨学金の出願にあたっては、必ず「奨学金の手続きに際して（2頁）」を確認してください。なお、このガイドブックは2026年2月現在の情報で作成しています。**このガイドブックの内容に変更が生じた場合は**、「OTANI UNIVERSITY UNIVERSAL PASSPORT（以下、OTANI UNIPA）」「奨学金掲示板（慶聞館1階）」「各奨学金の募集要項」等でお知らせします。

*** 学部生対象 奨学金制度説明会のご案内 ***

※大学院生対象の奨学金制度説明会については、ガイドブックp. [1]を確認してください。

<1> 【学部生のみ】学内奨学金 制度説明会 **希望者のみ出席**

対象者：本学の学生が利用できる奨学金制度の概要を知りたい学生本人

※奨学金制度の概要を説明します。各奨学金の募集については、別途改めて行います。

対象（全学部）	日時	会場
新入生	4月4日（土） 14：30～15：10	講堂
在學生	4月4日（土） 9：30～10：10	K102教室

※別途、2026年度後期にも「学内奨学金制度説明会」を実施予定です。日時や会場などの詳細はOTANI UNIPAにてお知らせします。

<2> 【学部生のみ】「日本学生支援機構奨学金」予約採用候補者向け説明会

【高等教育の修学支援新制度・多子世帯への授業料等無償化を含む】 **採用候補者は必ず出席**

対象者：高等学校等で「日本学生支援機構奨学金」「高等教育の修学支援新制度（多子世帯への授業料等無償化を含む）」の予約採用候補者として決定している新入生本人

持参物：1. 大学等奨学生採用候補者決定通知〔進学先提出用〕
2. 『奨学生採用候補者のしおり』を含む日本学生支援機構より送付されてきた書類一式
3. <給付奨学金（高等教育の修学支援新制度・多子世帯への授業料等無償化を含む）の予約採用候補者かつ自宅外生のみ>入学月において自宅外通学であることの証明書類

※入学前に日本学生支援機構より受け取った『奨学生採用候補者のしおり』を本人が熟読したうえで、説明会に出席してください。

※この説明会に出席しない場合は、日本学生支援機構奨学生として採用されません。必ず出席してください。万一、体調不良等で出席できない場合は、本誌の裏表紙に記載されている「日本学生支援機構奨学金窓口」にできる限り説明会開始までに連絡してください。

※当日の持参物に不足がある場合は、採用手続きができないことや入金が遅れることがありますので、注意してください。

対象（給付、第一種、第二種 すべての採用候補者）	日時	会場
文学部	4月1日（水） 12：15～13：45	K101教室
社会学部	4月1日（水） 14：15～15：45	K101教室
教育学部・国際学部	4月1日（水） 16：45～18：15	K101教室

<3> 【学部生のみ】「日本学生支援機構奨学金」新規出願説明会

【高等教育の修学支援新制度・多子世帯への授業料等無償化を含む】 **出願希望者は必ず出席**

対象者：新たに「日本学生支援機構奨学金」「高等教育の修学支援新制度（多子世帯への授業料等無償化を含む）」に出願を希望する学生本人

※「高等教育の修学支援新制度（多子世帯への授業料等無償化を含む）」の支援を希望する学生は、以下の給付奨学金の説明会に必ず出席してください。給付奨学生に採用された学生は、併せて授業料等減免の対象者となります。

※このガイドブック19～20頁をよく読んだうえで、必ず説明会に出席してください。

※日本学生支援機構奨学金をすでに受給している学生や予約採用候補者のうち、「奨学金種別の変更」や「ほかの奨学金種別への出願」を希望する場合は、この説明会に出席してください。

※別途、2026年度後期にも「『日本学生支援機構奨学金』新規出願説明会」を実施予定です。日時、会場、募集対象の奨学金種別などの詳細はOTANI UNIPAにてお知らせします。

対象（全学部）	日時	会場
新入生	4月4日（土） 【貸与】 15：20～16：20 【給付】 16：30～17：30	講堂
在學生	4月4日（土） 【貸与】 10：20～11：20 【給付】 11：30～12：30	K102 教室

*** 大谷大学の学部生が出願できる奨学金等制度 ***

※各制度の詳細は、「詳細説明ページ」で確認してください。

※大学院生が出願できる奨学金等制度は、ガイドブックのp. [1]以降を確認してください。

		制度番号		詳細説明				
人物育成	→ 給付	大谷大学育英奨学金	①	5頁				
		公益財団法人中信育英会奨学金	④	8頁				
		東本願寺奨学金	⑤	9頁				
経済支援	→ 給付	石間奨学金	②	6頁				
		雲井奨学金	③	7頁				
		大谷大学教育ローン援助奨学金	⑥	10頁				
		大谷大学教育後援会勤労学生表彰奨学金	⑧	11頁				
		大谷大学教育後援会学費支援奨学金 ※学費延納手続者のみ出願可	⑩	13頁				
	→ 貸与	大谷大学教育後援会特別貸与奨学金 ※学費延納手続者のみ出願可	⑪	14頁			→ 在学中返還	
	→ 貸与・給付	大学入学後に新規出願する学生	→ 日本学生支援機構 給付奨学金	I	19・20頁			
			→ 日本学生支援機構 貸与奨学金(第一種・第二種)	II	19・20頁			→ 卒業後返還
	→ 貸与・給付	高等学校等で予約採用候補者となった学生	→ 日本学生支援機構奨学金 予約採用候補者(給付/第一種/第二種)	-	19・20頁			→ [貸与]卒業後返還
	家計急変に対応	→ 給付	大谷大学教育後援会家計急変奨学金	⑨	12頁			
天災等による学費免除・減額			⑮	17頁				
日本学生支援機構 給付奨学金 家計急変採用			I	19・20頁				
→ 貸与(卒業まで月額貸与)		日本学生支援機構 貸与奨学金 緊急採用(第一種) 応急採用(第二種)	II	19・20頁			→ 卒業後返還	
表彰	→ 給付	大谷大学教育後援会文芸奨励賞	⑦	10頁				
留学	→ 給付	大谷大学留学助成金	⑫	15頁			相談先 GLOBAL SQUARE (慶間館 1階)	
その他制度		地方公共団体等奨学金【学外奨学金】	⑭	17頁				
		真宗大谷学園特別奨学金【学外奨学金】 ※次年度に本学大学院に出願する者対象	⑬	16頁			相談先 真宗大谷学園	
		大谷大学短期貸付金	⑯	17頁				
		学費の延期納入	⑰	18頁				
		ワークスタディ学生	⑱	18頁				

*** 奨学金とは ***

「奨学金」は、学生皆さんの充実した学生生活を支援するために準備されています。本学の学生が利用できる奨学金等制度をこのガイドブックでは紹介しています。

<目的による分類>

人物育成 ……優秀な人物育成を目的とする。

経済支援 ……勉学に励む意欲の高い学生が、家計の事情により大学で学ぶ機会を失われることがないように経済支援することを目的とする。

<返還の義務の有無による分類>

給付型 ……返還する必要のない奨学金。

貸与型 ……返還する必要がある奨学金。

※「卒業後に返還する奨学金」「在学中に返還する奨学金」があります。

※「無利子貸与」「有利子貸与」の奨学金があります。

*** 奨学金の手続きに際して ***

1. 奨学金を希望するのは「自分自身」という自覚を持つ

「書類作成は家族任せで、家計の状況は何もわからない」 ……このような学生に対しては、奨学金の出願や手続き申請を受け付けることができません。奨学金に出願し、手続きを進め、受給するのはあなた自身です。自覚を持って出願や手続きを行ってください。

2. 自分が手続きする奨学金について理解する

「手続きする奨学金の名称がわからない」 ……このような学生には、的確なアドバイスをすることができません。出願や手続きをする奨学金について理解し、不明な点があれば学生本人が学生支援課窓口に質問に来てください。

※説明会等には、学生本人が出席してください。ご家族の出席は認めていません。

※やむをえない事情がない限り、ご家族からの質問には応じません。

※窓口に来るときは、正しい奨学金名をまず伝えてから質問や相談内容を話してください。

3. 「OTANI UNIPA」「奨学金掲示板（慶間館1階）」で常に情報収集する

「募集説明会の案内」「奨学金の手続き」等の奨学金に関する情報は、OTANI UNIPAと奨学金掲示板でお知らせします。この情報を見逃すと奨学金の出願や手続きをすることができません。また、重要な手続きが完了しない場合は、奨学金の受給資格を失うことになります。

4. 説明会には必ず出席する／提出期限を守る

期限内に所定の手続きを行わない場合は、その奨学金の出願・受給はできません。質問や不明点はあらかじめ学生支援課で確認し、期限は厳守してください。

※実習や体調不良等のやむをえない事情が生じた場合は、事前に相談してください。

5. 有意義な学生生活を送る

奨学金は学生が有意義な学生生活を送るために、学業を継続するために準備されているものです。奨学生として、本学学生としてふさわしくないと判断された場合は、奨学金を受給することができません。

奨学金に出願するために、また受給している奨学金を継続するためには、一定の成績をおさめる必要があります。学業に力を入れてください。

6. 貸与型の奨学金は、必ず返還する

「返還のことは何も考えず、借りられる上限額まで奨学金を借りる」 ……このような学生は、いざ返還をする際に毎月の返還額を見て慌てることになります。貸与型の奨学金を利用する場合は、返還計画を立て、返還完了までを考えたうえで利用してください。

*** 2026年度 各種奨学金一覧(学部生) ***

		給付型 ※返還の必要なし					
		大谷大学 育英奨学金	石間 奨学金	雲井 奨学金	中信育英会 奨学金	東本願寺 奨学金	大谷大学 教育ローン 援助奨学金
制度番号		①	②	③	④	⑤	⑥
詳細説明		5頁	6頁	7頁	8頁	9頁	10頁
前年度実績 採用者/出願者		53/115	3/10	5/5 ※学部のみ	1/12	5/21 ※学部のみ	0/0 ※学部のみ
出願資格 (○ ↓ 出願資格あり)	全学部	第1学年			○		○
		第2学年	○		○	○	
		第3学年 (編入生除く)	○		○		
		編入生 第3学年			○		○
		第4学年 (編入生含む)	○	○	○		○
	外国人留学生(正規生)						○
	休学者(出願時)						
	進級	2026年4月 原級留置	△ 休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談				○ 学部4のみ可
基準	学力基準	有	有	有	有	有	
	家計基準		有	有	有		有
奨学金額		当該年度 半期授業料 相当額	333,000円	200,000円	月額 20,000円	未定	当該年度に 負担した利子 の合計額 年30,000円 以内
給付・貸与期間		採用年度のみ	採用年度のみ (在学中1回限り)	採用年度のみ (在学中1回限り)	学部第2学年 ～第4学年	採用年度のみ (在学中1回限り)	最短修業 年限内
同一年度の 重複受給	I	日本学生支援機構 給付奨学金 (「高等教育の修学支援 新制度」「多子世帯への 授業料等無償化」)	可	可	不可 ただし、条件に よって出願可	可	可
	II	日本学生支援機構 貸与奨学金	可	可	可	可	可
	①	大谷大学育英奨学金		不可	不可	不可	重複受給について制限なし
	②	石間奨学金	不可		不可	不可	
	③	雲井奨学金	不可	不可		不可	
	④	中信育英会奨学金	不可	不可	不可		
	—	入試特別奨学金			不可		
	—	総合型選抜入学者奨学金 【真宗学科・仏教学科入学生対象】			可		
	—	真宗大谷学園大谷高等学校 入学者奨学金			可		
	—	真宗大谷派学校連合会加盟高等学校 近畿圏外入学者進学支援奨学金			可		
—	真宗大谷派学校連合会加盟校 教育職員就業奨励金	可	可	可	可		

このガイドブックの内容は、2026年2月現在の内容です。

※各奨学金の詳細は、各奨学金の「詳細説明ページ」で確認してください。
 ※大学院生はガイドブックのp. [1]以降を確認してください。

給付型 ※返還の必要なし					貸与型 ※返還が必要	日本学生支援機構 奨学金	
大谷大学教育後援会（本学の保護者の会）							
文芸奨励賞	勤労学生表彰 奨学金	家計急変 奨学金	学費支援 奨学金	特別貸与 奨学金	日本学生支援機構 給付奨学金 （「高等教育の修学支援 新制度」「多子世帯へ の授業料等無償化」）	日本学生支援機構 貸与奨学金 第一種（無利子） 第二種（有利子）	
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	I	II	
10頁	11頁	12頁	13頁	14頁	19・20頁	19・20頁	
16/148 ※学部のみ	3/5	6/9	0/0	1/1			
○	○	○		○	○	○	
○	○	○		○	○	○	
○	○	○		○	○	○	
○	○	○		○	○	○	
○	○	○	○ 最終学期のみ	△ 最終学年の最終 学期は不可	○	○	
○							
○	△	△	△	△	△	△	
○ 全学部全学年可	休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談	休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談	休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談	休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談	休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談	休学により 原級留置した 学生は、学生 支援課へ要相談	
	有	修得単位数を 参考とする	有	有	有	有	
	有	有	有	有	有	有	
最優秀賞 50,000円 優秀賞 30,000円 佳作 10,000円	80,000円	250,000円	200,000円	100,000円以上 50,000円単位 上限 半期授業料 相当額 卒業年次の 2月25日までに 全額返還 できる金額内	自宅・下宿、 家計の状況（給付奨学金 の区分）により異なる	<第一種> 自宅・下宿、 家計の状況に より異なる <第二種> 月額 20,000円～ 120,000円	
採用年度のみ	採用年度のみ (在学中1回限り)	採用年度のみ (在学中1回限り)	採用年度のみ (在学中1回限り)	採用学期のみ	最短修業 年限内	最短修業 年限内	
可	可	可	不可	学生支援課へ 要確認			
可	可	可	可				
重複受給について制限なし					本学独自の奨学金との重複受給 については制限なし ※日本学生支援機構は、その他の 奨学金と同時に貸与・給付を受 けることを禁止していない。 ※ただし、奨学金によっては、 日本学生支援機構奨学金との 重複受給を制限している場合が ある。		

最新情報は「OTANI UNIPA」「奨学金掲示板（慶間館1階）」「募集要項」等で確認してください。

*** 各種奨学金・その他制度 ***

出願時には、募集説明会や募集要項で最新情報を確認してください。

給付型

①大谷大学育英奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・第2～4学年 ※ただし、2026年度編入生は出願不可	
奨学金の目的	人物・学業成績が特に優秀な学生に学費の一部として奨学金を給付することにより、その勉学と人間育成を奨励し、前途有為な人物を社会に送り出す	
給付額	半期授業料相当額	
採用人数	各学部・学科（教育学科のみ各コース）・学年ごとに採用 （詳細は募集要項にて公表）	
給付期間	採用年度のみ ※出願資格を満たしていれば、毎年出願可	
出願資格	進級	2026年4月に進級している学生 ※2026年4月に原級留置している学生は出願不可 （休学により原級留置した学生は、学生支援課へ要相談） ※2025年度以前に原級留置をしていても、2026年4月に進級している学生は出願可
	休学者	2026年度前期に休学している学生は出願不可
	外国人留学生	出願不可
	学力基準	1. 2025年度後期終了時、以下の卒業所要単位を修得している学生 第2学年 32単位以上、第3学年 64単位以上、 第4学年 96単位以上 2. 通算GPA が原則2.7 以上である学生（2.7未満でも出願は可） ※2025年度に本学の留学制度を利用した学生のうち出願時点で前年度の成績が認定されていない場合は、別途、学生支援課へ相談すること
	家計基準	なし ※家計は選考に反映しない
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課前に設置している出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出
	出願書類	願書
	出願期間	4月24日（金）～5月22日（金）
選考	第1次選考	6月 書類選考 ※第1次選考の結果発表 6月5日（金）にOTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶聞館1階）で発表
	第2次選考	6月27日（土） 面接（第1次合格者のみ）
	採用者発表	7月17日（金） OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶聞館1階）で発表
採用者	証書授与式	9月28日（月） 2限目 宗祖御命日勤行・講話 終了後 ※採用者は宗祖御命日勤行・講話・授与式に必ず出席すること
	給付時期	10月下旬 ※銀行振込にて給付
重複受給不可	②石間奨学金	大谷大学育英奨学金に採用された年度は、石間奨学金の受給は不可 ※同時出願は可
	③雲井奨学金	大谷大学育英奨学金に採用された年度は、雲井奨学金は出願不可
	④中信育英会	中信育英会奨学金に採用された場合は、大谷大学育英奨学金の出願は不可
採用取消・奨学金返還	採用された年度に以下の事由が生じたときは、奨学生の採用を取り消す 以下の2・3の事由で採用取消となった場合は、すでに給付された奨学金の全額を、本学が定めた期日までに返還しなければならない 1. 休学、退学、除籍となったとき 2. 学生としての本分に反したとき 3. 願書に虚偽の記載があったとき	

給付型

②石間奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・第4学年	
奨学金の目的	石間裕氏からの寄付金を財源として、大谷大学での学びに強い意欲を持ちながら、経済的事情により修学が困難な学生に学費の一部として奨学金を給付	
給付額	333,000円	
採用人数	3名以内	
給付期間	採用年度のみ ※給付は在学中1回限り	
出願資格	進級	2026年4月に学部第4学年に進級している学生 ※最短修業年限を超えていない学生（在籍期間が4年を超えていない学生）のみ出願可 ※2026年4月、2025年度以前に原級留置している学生は出願不可
	休学者	休学をしたことがある学生は出願不可
	外国人留学生	出願不可
	学力基準	1. 当該年度に卒業見込みである学生 2. 2025年度後期終了時、卒業所要単位を94単位以上修得している学生 ※2025年度に本学の留学制度を利用した学生のうち出願時点で前年度の成績が認定されていない場合は、別途、学生支援課へ相談すること
	家計基準	生計維持者の年間収入の合計が次の金額である学生 給与所得者 …給与収入金額が670万円以下 給与所得者以外 …所得金額が250万円以下 上記の両方の収入がある場合 …「年間給与収入金額」＋「給与所得以外の所得金額」＝670万円以下
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課にて配布する出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出
	出願書類	願書、振込口座届 生計維持者の収入・家庭事情に関する証明書 <第1次合格者のみ>課題文 ※2,000字、テーマは該当者のみに通知
	出願期間	5月18日（月）～6月26日（金）
選考	第1次選考	書類選考 ※第1次選考の結果発表 7月17日（金） ※合格者のみ、課題文提出（提出期間 7月20日（月）～9月16日（水））
	第2次選考	課題文、書類選考
	採用者発表	10月12日（月）OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶間館1階）で発表 ※採用者は10月12日（月）～10月19日（月）に必ず学生支援課へ来課すること
採用者	証書授与式懇談会	10月下旬～11月中旬の後期授業開始日以降の授業実施日 12時10分～ 予定 ※採用者は授与式・懇談会に必ず出席すること
	給付時期	11月20日（金）[振込]
重複受給不可	①大谷大学育英奨学金	大谷大学育英奨学生に採用された年度は、石間奨学金の受給は不可 ※同時出願は可
	③雲井奨学金	石間奨学生に採用された年度は、雲井奨学金の受給は不可 ※同時出願は可
	④中信育英会	中信育英会奨学生に採用後は、石間奨学金への出願不可

給付型

③雲井奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年	
奨学金の目的	故・雲井昭善 名誉教授の寄付金を財源として、大谷大学での学びに強い意欲を持ちながら、経済的事情により修学が困難な学生に学費の一部として奨学金を給付	
給付額	200,000円	
採用人数	A. 学部第1学年から2名以内 B. 学部第2学年から2名以内 C. 学部第3学年から2名以内 D. 学部第4学年から1名以内 E. 上記AからDに加え、文学部仏教学科及び大学院仏教学専攻から1名以内	
給付期間	採用年度のみ ※給付は在学中1回限り	
出願資格	進級	2026年4月に進級している学生 ※最短修業年限を超えていない学生（過去に原級留置や休学をしていない学生）のみ出願可
	休学者	2026年度後期に休学している学生は出願不可
	外国人留学生	出願不可
	学力基準	2026年度前期終了時、以下の卒業所要単位を修得している学生 第1学年 16単位以上、第2学年 48単位以上 第3学年 80単位以上、第4学年 106単位以上 ※本学の留学制度を利用した学生のうち出願時点で2026年度前期の成績が認定されていない場合は、別途、学生支援課へ相談すること
	家計基準	生計維持者の年間収入の合計が次の金額であること 給与所得者 …給与収入金額が670万円以下 給与所得者以外 …所得金額が250万円以下 上記の両方の収入がある場合 …「年間給与収入金額」＋「給与所得以外の所得金額」＝670万円以下
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課にて配布する出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出
	出願書類	願書、振込口座届 生計維持者の収入・家庭事情に関する証明書 課題文 ※2,000字以内、テーマは出願開始時に公表
	出願期間	9月18日（金）～10月16日（金）
選考	選考方法	書類選考
	採用者発表	12月17日（木） OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶間館1階）で発表 ※採用者は12月17日（木）～12月23日（水）に必ず学生支援課へ来課すること
採用者	証書授与式	2027年1月中旬の平日 12時10分～13時 ※採用者は授与式に必ず出席すること
	給付時期	2027年1月22日（金） [振込]
重複受給不可	I 日本学生支援機構給付奨学金	日本学生支援機構給付奨学金は、雲井奨学金への出願不可 ※ただし、雲井奨学金への出願時点で、日本学生支援機構給付奨学金が停止・辞退・廃止となっている学生で、同一年度内に支援を受けておらず、かつ、出願資格を満たす場合は出願可 雲井奨学金の出願から採用決定までに日本学生支援機構給付奨学金に採用された場合は、雲井奨学金を辞退する必要がある
	①大谷大学育英奨学金	大谷大学育英奨学金に採用された年度は、雲井奨学金への出願不可
	②石間奨学金	石間奨学金に採用された年度は、雲井奨学金の受給は不可 ※同時出願は可
	④中信育英会	中信育英会奨学金に採用後は、雲井奨学金への出願不可
	入試特別奨学金	入試特別奨学金に採用された年度は、雲井奨学金への出願不可

給付型**④公益財団法人中信育英会奨学金**

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・第2学年	
奨学金の目的	学力優秀・品行方正でありながら、経済的事由により修学が困難な者に対し奨学援助を行い、国家社会有用の人材育成に寄与する	
給付額	月額20,000円	
採用人数	1名	
給付期間	第2学年から3年間 ※休学期間は休止	
出願資格	進級	2026年4月に学部第2学年に進級している学生 ※2026年4月に原級留置している学生は出願不可 ※2025年度以前に原級留置している学生も出願不可
	休学者	2026年度前期に休学している学生は出願不可
	外国人留学生	出願不可
	学力基準	優秀な学生
	家計基準	経済的理由により修学が困難な学生。高等教育修学支援新制度との併用可
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課にて配布する出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出 ※2026年3月上旬に周知開始予定
	出願書類	奨学生願書
	出願期間	2026年3月25日（水）～4月4日（土）17時までに学生支援課に提出すること
選考	第1次選考	書類選考 ※第1次選考の結果発表 4月6日（月）にOTANI UNIPAで発表 ※面接時間はOTANI UNIPAで確認すること
	第2次選考	4月7日（火）～4月10日（金） 昼休み面接予定
	採用者発表	4月13日（月） OTANI UNIPAで発表
採用者	義務	①採用後、機関誌「悠々」の原稿を執筆すること ②採用後、その他財団の規約に基づく行事等に参加すること
	給付時期	年8回 [銀行振込]
重複受給不可	①大谷大学育英奨学金	中信育英会奨学生に採用後は、大谷大学育英奨学金の出願不可
	②石間奨学金	中信育英会奨学生に採用後は、石間奨学金への出願不可
	③雲井奨学金	中信育英会奨学生に採用後は、雲井奨学金への出願不可

給付型**⑤東本願寺奨学金**

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・第4学年	
奨学金の目的	真宗大谷派の奨学金で、就学支援及び多様な分野で社会貢献する人の誕生に資する	
給付額	未定 (OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること)	
採用人数	未定 (OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること)	
給付期間	採用年度のみ ※給付は在学中1回限り	
出願資格	進級	制限なし ※2026年4月に原級留置している学生も出願可 ※2025年度以前に原級留置している学生も出願可
	休学者	2026年度前期に休学している学生は出願不可 (出願期間等によって、2026年度後期に休学している学生も出願不可になる可能性あり。詳細は、OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること)
	外国人留学生	正規生のみ出願可 (外国人留学研究生は出願不可)
	学力基準	2025年度後期終了時、卒業所要単位を94単位以上修得している学生 ※2025年度に本学の留学制度を利用した学生のうち出願時点で前年度の成績が認定されていない場合は、別途、学生支援課へ相談すること
	家計基準	なし ※家計は選考に反映しない
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課にて配布する出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出
	出願書類	願書、振込口座届 真宗大谷派が定めたレポート ※字数、テーマは出願開始時に公表 自己アピールの課題文 ※文化・芸術・スポーツ・課外活動団体・ボランティア・学生サポート等の活動・研究活動又は正課外の勉学に対する自己アピール
	出願期間	未定 (OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること)
選考	選考方法	書類選考
	採用者発表	未定 (OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること)
採用者	証書授与式	未定 (OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること) ※採用者は授与式に必ず出席すること
	給付時期	未定 (OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること)
重複受給	制限なし	
採用取消・奨学金返還	採用された年度に以下の事由が生じたときは、奨学生の採用を取り消す すでに給付された場合は、本学が定めた期日までに返還しなければならない 1. 退学、除籍となったとき 2. 学生としての本分に反したとき	

給付型

⑥大谷大学教育ローン援助奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・新入生 ※2026年度編入生も出願可	
奨学金の目的	経済的理由により修学が困難なため金融機関等の教育ローンを利用し、入学金・授業料等を納入した学生に対し、その返済にかかる利子の全額または一部を給付することにより、経済的負担を軽減	
給付額	当該年度に負担した利子の合計額（年額上限30,000円）	
採用人数	20名以内	
給付期間	正規の最短修業年限内（学部生は4年間、2026年度編入生は2年間）は毎年継続可 ※ただし、休学期間は受給不可	
出願資格	休学者	2026年度後期に休学している学生は出願不可
	外国人留学生	出願不可
	学力基準	なし ※学力は選考に反映しない
	家計基準	日本学生支援機構貸与奨学金第二種の収入基準額以下
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課にて配布する出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出
	出願書類	願書、振込口座届 教育ローン契約書（写し）、生計維持者の収入・家庭事情に関する証明書
	出願期間	7月13日（月）～10月16日（金）
選考	選考方法	書類選考
	採用者発表	11月6日（金） OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶聞館1階）で発表
採用者	給付時期	3月上旬の手続き完了後、3月下旬【振込】
重複受給		制限なし
採用取消・奨学金返還	以下の事由が生じたときは、奨学生の採用を取り消す 採用が取り消された場合は、その年度の奨学金を返還しなければならない 1. 退学、除籍となったとき 2. 学生としての本分に反したとき 3. 願書および利子に関する書類に虚偽の記載があったとき	

給付型

⑦大谷大学教育後援会文芸奨励賞

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年	
奨励賞の目的	50字以内の日本語表現による文芸作品を募集し、優秀者に教育後援会が奨励金を給付し、言葉による表現意欲を奨励	
奨励金額	最優秀賞 50,000円 優秀賞 30,000円 佳作 10,000円	
採用人数	最優秀賞 1名以内 優秀賞 2名以内 佳作 13名以内	
応募資格	進級	制限なし ※2026年4月に原級留置している学生も応募可 ※2025年度以前に原級留置している学生も応募可
	休学者	2026年度後期に休学している学生は応募不可
	外国人留学生	正規生のみ応募可（外国人留学研究生は応募不可）
	学力基準	なし ※学力基準は選考に反映しない
応募	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課前に設置している応募用紙か、OTANI UNIPAに添付する応募用紙を印刷のうえ、応募箱に提出
	応募期間	テーマ発表日～9月30日（水）17時まで ※応募箱を学生支援課前に事務取扱時間中のみ設置 ※テーマ発表日は6月上旬を予定。OTANI UNIPAで発表。
	選考方法	作品選考
選考	受賞者発表	10月28日（水） OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶聞館1階）で受賞者（氏名・所属）を発表 ※受賞者は10月28日（水）～10月30日（金）に必ず学生支援課へ来課すること。
	表彰式 講評懇談会	11月13日（金）の学園祭前夜祭にて表彰式を実施予定。 ※最優秀賞及び優秀賞受賞者は原則必ず出席すること ※表彰式にて、受賞者より作品に込められた思いなどを発表 ※大学ホームページ等で受賞作品・受賞者（所属含む）を公表
受賞者	授与時期	11月27日（金）【振込】
重複受給		制限なし

給付型**⑧大谷大学教育後援会勤労学生表彰奨学金**

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年	
奨学金の目的	家庭からの援助が皆無に近い勤労学生に対し、大谷大学教育後援会が奨学金を給付し、表彰	
給付額	80,000円	
採用人数	5名以内	
給付期間	採用年度のみ ※給付は在学中1回限り	
出願資格	進級	2026年4月に進級している学生 ※2026年4月に原級留置している学生は出願不可 ※2025年度以前に原級留置していても、2026年4月に進級した学生は出願可
	休学者	2026年度後期に休学している学生は出願不可
	外国人留学生	出願不可
	学力基準	人物・学業ともに他の模範となる学生
	家計基準	学費や生活費をアルバイトや奨学金に頼り、家庭からの援助が皆無に近い学生
出願	募集	OTANI UNIPAで周知 ※学生支援課にて配布する出願書類か、OTANI UNIPAに添付する出願書類を印刷のうえ、提出
	出願書類	願書、振込口座届 レポート ※字数、テーマは出願開始時に公表
	出願期間	7月6日（月）～10月2日（金）
選考	選考方法	書類選考 10月中旬～下旬の昼休み 面接（出願者全員対象）
	採用者発表	12月7日（月） OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板（慶聞館1階）で発表 ※採用者は12月7日（月）～12月14日（月）に必ず学生支援課へ来課すること
採用者	表彰式	2027年2月中旬～下旬の平日 14時～ 表彰式を実施予定 ※採用者は表彰式に必ず出席すること（日程は変更が生じる場合があります）
	給付時期	2027年2月26日（金） [振込]
重複受給	制限なし	
奨学金返還	採用された年度内に以下の事由が生じたときは、本学が定めた期日までに返還しなければならない 1. 退学、除籍となったとき 2. 学生としての本分に反したとき 3. 虚偽の申告により出願したことが判明したとき	

給付型

⑨大谷大学教育後援会家計急変奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年		
奨学金の目的	生計維持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者）の家計急変により、修業の継続が経済的に困難になった学生に対し、大谷大学教育後援会が奨学金を給付		
給付額	250,000円 ※困窮度に応じ、別に定める基準に基づいて増額する場合あり		
採用人数	32名以内（前期・後期 各16名以内）		
給付期間	採用年度のみ ※給付は在学中1回限り		
出願資格	進級	2026年4月に進級している学生 ※2026年4月に原級留置している学生は出願不可 ※2025年度以前に原級留置をしても、2026年4月に進級している学生は出願可	
	休学者	出願する学期に休学している学生は出願不可	
	外国人留学生	出願不可	
	学力基準	修得単位数や授業の出席状況を参考にする	
	家計基準	出願時からさかのぼって1年以内（新生入生・編入生については入学後）に生計維持者の死亡・離婚・失職・破産・火災・災害・病気・事故・経営不振等の家計急変事由が発生し、以下の要件のいずれかに該当する学生 1. 家計急変前の収入に対し、支出が増大（原則20%以上）した家庭の学生 2. 家計急変前の収入に対し、収入が減少（原則30%以上）した家庭の学生	
出願		前期	後期
	出願対象となる家計急変	2026年度入学生（編入生含む） ：2026年4月1日以降の家計急変 2025年度以前入学生（編入生含む） ：2025年6月1日以降の家計急変	2026年度入学生（編入生含む） ：2026年4月1日以降の家計急変 2025年度以前入学生（編入生含む） ：2026年1月1日以降の家計急変
	募集説明会	5月15日（金）	11月2日（月）
	出願期間	5月22日（金）～6月12日（金） ※出願希望者は6月5日（金）までに 学生支援課で出願書類を確認すること	11月6日（金）～11月27日（金） ※出願希望者は11月20日（金）までに 学生支援課で出願書類を確認すること
	出願書類	願書、振込口座届 家計急変事由を証明する書類、生計維持者の収入・家庭事情に関する証明書	
	連絡事項	1. 募集説明会の時間・会場などの詳細は、OTANI UNIPAで案内 2. 出願希望者は、募集説明会に出席すること（説明会で出願書類を配付）	
	選考		前期
選考方法		書類選考	
採用者発表		7月13日（月） ※OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板 （慶聞館1階）で発表	2027年1月12日（火） ※OTANI UNIPAおよび奨学金掲示板 （慶聞館1階）で発表
採用者	給付時期	7月24日（金） [振込]	2027年1月25日（月） [振込]
重複受給		制限なし	
採用取消・奨学金返還		採用された年度内に以下の事由が生じたときは、奨学生の採用を取り消す すでに給付された場合は、本学が定めた期日までに返還しなければならない ・採用された学期中に除籍となったとき ・学生としての本分に反したとき ・虚偽の申告により出願したことが判明したとき	

給付型

⑩大谷大学教育後援会学費支援奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・第4学年		
奨学金の目的	卒業年次の最終学期学費の納入が困難な学生に給付し、卒業を支援		
給付額	200,000円 ※卒業年次の最終学期に延納学費の一部として給付		
採用人数	前期 2名、後期 3名		
給付期間	採用年度のみ ※給付は1回限り		
出願資格	進級	最短修業年限を超えていない学生（在籍期間が4年を超えていない学生）のみ出願可 ※過去に原級留置している学生は出願不可。ただし、原級留置をした理由が休学の場合は出願可	
	休学者	出願する学期に休学をしている学生は出願不可	
	外国人留学生	出願不可	
	学力基準	1. 卒業論文・卒業研究を提出した学生 2. 出願時、卒業所要単位を106単位以上修得している学生 ※2025年度に本学の留学制度を利用した学生のうち出願時点で前年度の成績が認定されていない場合は、別途、学生支援課へ相談すること	
	家計基準	1. 卒業年次の最終学期に学費延納手続きを完了している学生 2. 生計維持者の属する世帯が非課税世帯であること	
出願	出願書類	願書 非課税世帯証明書、生計維持者の収入・家庭事情に関する証明書	
		前期	後期
	募集	学費延納許可者へ通知 ※6月15日（月）～26日（金）までに 学生支援課窓口で出願書類を受取	学費延納許可者へ通知 ※12月7日（月）～18日（金）までに 学生支援課窓口で出願書類を受取
	出願期間	6月15日（月）～7月2日（木）	12月7日（月）～2027年1月13日（水）
選考	選考方法	書類選考	
	採用者発表	7月17日（金） ※OTANI UNIPAで発表 ※採用者は7月17日（金）～22日（水） に必ず学生支援課へ来課すること	2027年1月20日（水） ※OTANI UNIPAで発表 ※採用者は1月20日（水）～22日（金） に必ず学生支援課へ来課すること
採用者	給付時期	7月27日（月）予定 ※給付方法は募集要項で案内	2027年1月27日（水）予定 ※給付方法は募集要項で案内
重複受給不可	I 日本学生支援機構給付奨学金	日本学生支援機構給付奨学金は、学費支援奨学金への出願不可 ※学費支援奨学金の出願から採用決定までに日本学生支援機構給付奨学金に採用された場合は、学費支援奨学金を辞退する必要がある	
採用取消		最終学期学費納入手続きを行わなかった場合は、奨学生の採用を取り消す	

貸与型（無利子）

⑪大谷大学教育後援会特別貸与奨学金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年 ※最終学年の最終学期は出願不可		
奨学金の目的	学費の納入が困難な学生に学費の不足分を貸与（無利子貸与）し、修学の継続を可能にする		
貸与額	半期授業料を上限とする100,000円以上50,000円単位 ※奨学金貸与の翌月より毎月15,000円返還し、卒業年次の2月25日までに全額返還することができる金額以内 ※2026年度延納学費の一部として無利子貸与		
採用人数	前期・後期 それぞれ若干名		
貸与期間	採用学期のみ ※返還終了後は再出願可		
出願資格	進級	2026年4月に進級している学生 ※2026年4月に原級留置している学生は出願不可。ただし、原級留置をした理由が休学の場合は出願可 ※2025年度以前に原級留置していても、2026年4月に進級している学生は出願可	
	休学者	出願する学期に休学をしている学生は出願不可	
	外国人留学生	出願不可	
		前期	後期
	学力基準	2025年度後期終了時、以下の卒業所要単位を修得している学生 第2学年 32単位以上 第3学年 64単位以上 第4学年 96単位以上	2026年度前期終了時、以下の卒業所要単位を修得している学生 第1学年 16単位以上 第2学年 48単位以上 第3学年 80単位以上
		※本学の留学制度を利用した学生のうち出願時点で認定されていない成績がある場合は、別途、学生支援課へ相談すること	
	家計基準	1. 学費延納手続きを完了している学生 2. 日本学生支援機構貸与奨学金第一種の収入基準額を超えない家庭の学生	
出願	出願書類	願書、誓約書 生計維持者の収入・家庭事情に関する証明書 借用証書 ※借用証書には、連帯保証人（原則として父母兄弟）・保証人（連帯保証人とは別居・別生計の方）の署名捺印と印鑑登録証明書が必要	
	募集	学費延納許可者へ通知 ※6月15日（月）～26日（金）までに 学生支援課窓口で出願書類を受取	学費延納許可者へ通知 ※12月7日（月）～18日（金）までに 学生支援課窓口で出願書類を受取
	出願期間	6月15日（月）～7月2日（木）	12月7日（月）～2027年1月7日（木）
選考	選考方法	書類選考	
	採用者発表	7月17日（金） ※OTANI UNIPAで発表 ※採用者は7月17日（金）～22日（水）に必ず学生支援課へ来課すること	2027年1月20日（水） ※OTANI UNIPAで発表 ※採用者は1月20日（水）～22日（金）に必ず学生支援課へ来課すること
採用者	給付時期	7月27日（月）予定 ※貸与方法は募集要項で案内	2027年1月27日（水）予定 ※貸与方法は募集要項で案内
	重複受給	学生支援課へ要相談	
	採用取消・奨学金返還	以下の事由が生じたときは、奨学生の採用を取り消す 採用が取り消された場合は、貸与された奨学金を返還しなければならない 1. 退学、除籍となったとき 2. 学生としての本分に反したとき 3. 虚偽の申告により出願したことが判明したとき	

給付型

⑫大谷大学留学助成金

対象学部・学年	全学部・第2学年以上		
奨学金の目的	国際社会に貢献できる学生の育成のため、留学中の学費負担を軽減		
採用人数 留学期間 給付額	種類	採用人数	全学部
			留学期間 助成金
	交換留学	原則、支給しない。	/
	協定留学 一般留学	前・後期 各8名以内	1年 A区分：46万円 B区分：36万円 C区分：26万円 6ヶ月 A区分：23万円 B区分：18万円 C区分：13万円
申 請	申請対象	本学の留学制度を利用して海外の大学等に留学する学生	
	申請不可	1. 学術交流協定校へ留学する者のうち、原則、学術交流協定により海外学費が全額免除される場合 2. 他の奨学金機関・団体より奨学金を受給する場合、助成金を申請できない場合あり	
	申請書類	留学助成金申請書、通帳コピー	
	申請期間	9月下旬（2027年度前期留学制度出願者） 12月上旬（2027年度後期留学制度出願者） *詳細はGLOBAL SQUAREへ確認すること	
選 考	申請者が多数の場合は選考を実施		
申請・相談先	GLOBAL SQUARE（慶聞館 1階） *留学支援内容は、GLOBAL SQUARE発行の「留学の手引」も確認すること		

A区分… アメリカ合衆国・イギリス・カナダ・ドイツ・フランス・オーストラリア・ニュージーランド等
 B区分… 大韓民国・台湾等
 C区分… 中国等

◀大谷大学留学助成金 特別増額▶

対象学部・学年	全学部・第2学年以上		
奨学金の目的	協定留学のうち、特に費用の負担が大きいA区分への留学を希望する学生の留学助成金を増額		
採用人数 留学期間 給付額	種類	採用人数	全学部
			留学期間 助成金
	大谷大学留学助成金 特別増額	前・後期 各3名以内	1年 38万円（文学部・社会学部・ 国際学部） 48万円（教育学部） 6ヶ月 19万円（文学部・社会学部・ 国際学部） 24万円（教育学部）
出願資格	出願対象	本学の留学制度を利用してA区分の大学等に留学する学生で、且つ「大谷大学留学助成金」を申請する学生	
	学力基準	本学が定めるGPAについて、入学時から留学出願の前学期までの通算GPAが2.8以上である学生	
	出願不可	留学助成金の条件に同じ。	
出 願	申請書類	留学助成金特別増額願	
	申請期間	9月下旬（2027年度前期留学制度出願者） 12月上旬（2027年度後期留学制度出願者） *詳細はGLOBAL SQUAREへ確認すること	
選 考	書類選考及び面接		
申請・相談先	GLOBAL SQUARE（慶聞館 1階） *留学支援内容は、GLOBAL SQUARE発行の「留学の手引」を確認すること		

給付型

⑬真宗大谷学園特別奨学金【学外奨学金】

※内容について変更が生じる場合があります

対 象	大学院修士課程及び博士後期課程の真宗学専攻・仏教学専攻への入学予定者	
奨学金の目的	特別奨学生には、学生としての本分を尽くし、勉学に精励する中で、浄土真宗の精神をしっかり身につけていただき、また、学業修了後も、常に研鑽を深めながら浄土真宗の精神を世界に開き、自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める人物となつていただくことを願いとじている。	
給 付 額	各年度の学費（入学金・授業料・施設費）全額及び修学支援金	
採用人数	①大谷大学大学院修士課程真宗学専攻への入学者 1名以内 ②大谷大学大学院修士課程仏教学専攻への入学者 1名以内 ③大谷大学大学院博士後期課程真宗学専攻への入学者 1名以内 ④大谷大学大学院博士後期課程仏教学専攻への入学者 1名以内	
給付期間	正規の最短修業期間(修士課程2年、博士後期課程3年)	
出願資格	入 学	大学院入試に合格又は出願し、奨学生採用後入学する者
	学 力 基 準	人物・学力ともに優秀な者
	外国人留学生	出願可
出 願	募 集	真宗大谷学園ホームページ (https://www.otani.ac.jp/sinsyu_gakuen/) メニュー「特別奨学生」に掲載 ※「願書(PDF)」を印刷し、「記入要領」を確認の上、必要事項を自筆で記載し、添付書類とともに提出
	出願書類	願書、最終学歴成績証明書(在学中の場合は在学中の成績証明書)、指導教員による推薦書(任意様式)
	出願期間	入学前の大谷大学大学院入試 春季試験の出願期間と同じ(締切日消印有効)
選 考	選考方法	第1次選考 願書及び添付書類に基づく書類審査 第2次選考 面接
	採用者発表	3月上旬までに採用の可否を通知。
採 用 者	証書授与式	毎年度、前期はオリエンテーション期間中、後期は授業開始後
	給付時期	授与式後指定口座に振込。
重複受給不可	真宗大谷学園(大谷大学を含む)が設けたその他の奨学金と併せて出願及び給付を受けることはできない。 なお、学費減免や外国人留学生指定宿舍費補助も奨学金に該当する。	
そ の 他	奨学金給付中は真宗大谷派及び真宗大谷学園(大谷大学を含む)が主催・共催する行事等には積極的に参加すること。	
問い合わせ・出願先	学校法人 真宗大谷学園 Tel 075-371-5521 〒600-8167 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内	

その他制度

⑭地方公共団体等奨学金【学外奨学金】

制度内容	地方公共団体や財団法人等、各種団体による奨学金 ・「大学経由で応募」「各団体に学生が直接応募」するものがある ・大学に奨学金の募集が来た場合は、「奨学金掲示板」で募集を行う ・各団体に学生が直接応募する奨学金については、各団体のホームページや窓口で詳細を確認し、自分の責任で申し込むこと
------	--

その他制度

⑮天災等による学費免除・減額

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年	
休学者	休学中の学生が申請し許可された場合は、復学後に学費を免除・減額	
外国人留学生	申請不可	
制度内容	連帯保証人の家屋に暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象や火事、または爆発等を原因として被害を受けた場合に、被害状況をふまえて審査を行い、学費を免除・減額する ※連帯保証人が居住する家屋の準半壊以上、半壊以上、または床上浸水以上の被害が対象 ※居住地でない蔵や門などは対象外	
申請	申請書類	罹災状況報告書 学費免除・減額申請書、罹災証明書（市区町村発行） 被害状況がわかる写真 ※写真は可能な限り提出すること <学費免除・減額が決定した場合> 生計維持者（同一生計の父母両方）の収入証明書
	申請窓口	学生支援課 ※被害にあった場合は、すみやかに学生支援課に相談すること ※災害により奨学金を希望する場合は、あわせて申し出ること
採用取消・減免額の納入	採用された年度または減免の適用期間に以下の事由が生じたときは、学費免除・減額を取り消す すでに減免された場合は、本学が定めた期日までに減免額を納入しなければならない 1. 退学、除籍となったとき 2. 学生としての本分に反したとき 3. 虚偽の申告により申請したことが判明したとき	

その他制度

⑯大谷大学短期貸付金

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年	
外国人留学生	正規生のみ出願可（外国人留学研究生は出願不可）	
制度内容	不測の事態や緊急の事由（授業中や課外活動中での怪我や急病など）でその場で現金が必要になった場合に、無利子にて短期の貸付を行う （連帯保証人からの援助が妥当である生活費、入院治療費、学費補填などは除く） <返還> ・貸付日より5ヶ月以内に返還すること（繰上返還可） <貸付条件> ・2回目以降の貸付を希望する場合、以前の貸付金が返還完了していること	
貸付額	50,000円以内	
手続	手続書類	申込書、借用証書 ※学生証を持参のうえ、学生支援課へ相談に来ること ※捺印（スタンプ印不可）が必要
	審査	緊急に必要な理由かどうかを審査

その他制度

⑰学費の延期納入

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年 ※入学時・編入学時の前期学費は対象外			
休学者	出願する学期に休学をしている学生は申請不可			
外国人留学生	申請可			
制度内容	<p>経済的理由により学費を納入期日までに納入（口座振替）できない場合、納入期日を延期申請する</p> <p><2026年度 学費納入期日> 前期 4月27日（月） / 後期 10月13日（火）</p> <p><学費延納の許可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学費延納許可書にて通知（前期 5月下旬/後期 11月中旬予定） ・許可された場合、下欄に記載の納入期日までに学費を納入する ※この納入期日は一切延長できないので注意すること ※2020年度より一括納入のみとする（分納は廃止） <p><学費延納の許可を得た者が、納入期日までに納入できなかった場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則により除籍となる ※除籍確定後は、休学・退学はできない ・学費延納期間は在籍期間に含まれない ※学費延納期間に受験した定期試験はすべて無効（単位認定されない） 			
申請	申請書類	<p>学費延納許可願</p> <p>※申請期間中に学費延納許可願を<A>またはの方法で受け取り</p> <p><A>学生支援課前に設置（窓口開室時間のみ設置）している書類を受け取り</p> <p>OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板より、添付書類を各自でA4サイズで印刷</p> <p>※学生本人が申請期間中に学生支援課へ提出</p> <p>※申請書には、本人と連帯保証人（原則として父母兄弟）のそれぞれの署名・捺印（スタンプ印不可）が必要</p>		
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align:center;">前 期</td> <td style="width:50%; text-align:center;">後 期</td> </tr> </table>	前 期	後 期
	前 期	後 期		
	書類配布／申請期間	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">3月13日（金）～4月15日（水）17時 ※窓口開室時間については、大谷大学ホームページ等を参照</td> <td style="width:50%;">9月1日（火）～9月30日（水）17時 ※窓口開室時間については、大谷大学ホームページ等を参照</td> </tr> </table>	3月13日（金）～4月15日（水）17時 ※窓口開室時間については、大谷大学ホームページ等を参照	9月1日（火）～9月30日（水）17時 ※窓口開室時間については、大谷大学ホームページ等を参照
3月13日（金）～4月15日（水）17時 ※窓口開室時間については、大谷大学ホームページ等を参照	9月1日（火）～9月30日（水）17時 ※窓口開室時間については、大谷大学ホームページ等を参照			
延納学費納入期日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"><一括納入（口座振替）> 7月31日（金）</td> <td style="width:50%;"><一括納入（口座振替）> 2027年2月1日（月）</td> </tr> </table>	<一括納入（口座振替）> 7月31日（金）	<一括納入（口座振替）> 2027年2月1日（月）	
<一括納入（口座振替）> 7月31日（金）	<一括納入（口座振替）> 2027年2月1日（月）			

その他制度

⑱ワークスタディ学生

※内容について変更が生じる場合があります

対象学部・学年	全学部・全学年				
休学者	出願する学期に休学をしている学生は申請不可				
外国人留学生	正規生のみ出願可（外国人留学研究生は出願不可）				
制度内容	<p>以下の1～3の基準をすべて満たし、「ワークスタディ学生」に採用され業務に従事した学生には、奨励金(1,000円)を付与</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学に在学する学生 2. スチューデント・アシスタント、ノートテイク、板書テイク、パソコン板書テイク、学生サポーター、情報教育アシスタント、留学生アシスタント、社会学部教育アシスタントに従事する学生 3. 主たる生計維持者1名の年間収入が次の金額である学生 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>給与所得者</td> <td>…給与収入金額が841万円以下</td> </tr> <tr> <td>給与所得者以外</td> <td>…所得金額が355万円以下</td> </tr> </table> 	給与所得者	…給与収入金額が841万円以下	給与所得者以外	…所得金額が355万円以下
給与所得者	…給与収入金額が841万円以下				
給与所得者以外	…所得金額が355万円以下				

*** 日本学生支援機構奨学金とは ***

「日本学生支援機構（以下、「機構」）奨学金」は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

＜奨学金の種類＞ ※給付奨学金は学部生のみ。貸与奨学金と給付奨学金を同時に受けることは可。
貸与奨学金 …卒業後に返還義務のある奨学金。「第一種（無利子）」と「第二種（有利子）」があり、必ず返還することを条件として貸与されます。

給付奨学金 …原則返還義務のない奨学金。
採用者は、「高等教育の修学支援新制度」もしくは「多子世帯への授業料等減免」として授業料等の減免をあわせて受けることができます。

＜出願方法＞ ※本学の場合、予約採用は学部生のみ。

予約採用 …高等学校等で出願して予約採用候補者となった学生が、大学等に進学後所定の手続きを行うことで、入学後速やかに奨学金の貸与・給付・授業料等減免の支援を受けられる制度。

採用候補者は、このガイドブックの表紙を確認のうえ、

<2> 「日本学生支援機構奨学金」予約採用候補者向け説明会に出席してください。

在学採用 …入学した大学等で出願し、奨学金の貸与・給付・授業料等減免の支援を受けられる制度。

（新規出願）これから出願を希望する学生は、このガイドブックの表紙を確認のうえ、

<3> 「日本学生支援機構奨学金」新規出願説明会に必ず出席してください。

緊急（第一種）・応急（第二種）・家計急変（給付奨学金）採用

…生計維持者の失職や事故・病気、死亡、火災・風水害等の被災等により家計急変が生じ機構が定める要件を満たす学生は、通常の出願時期以外でも一定期間内であれば出願することができます。出願希望者は随時、学生支援課へ相談してください。

【「高等教育の修学支援新制度」について】

国が実施している経済支援の制度で、日本学生支援機構給付奨学金と大学等の授業料（新入生は入学金を含む）減免の支援を受けられます。この制度を利用希望の場合は、日本学生支援機構給付奨学金に出願し、採用される必要があります。利用希望の学生で、予約採用となっていない学生は、「日本学生支援機構給付奨学金」新規出願説明会に必ず出席してください。

【「多子世帯への授業料等無償化」について】

「高等教育の修学支援新制度」の一環として、2025年度（令和7年度）から国が実施した、子供を3人以上同時に扶養している「多子世帯」（所得制限なし）を対象に、その扶養中は、国が定める一定の額まで大学等の授業料（新入生は入学金を含む）を無償とする制度です。多子世帯であり、日本学生支援機構給付奨学金の予約採用候補者でもなく利用者でもない学生で、この制度を利用希望の学生は、新規出願が必要です。利用希望の学生は、「日本学生支援機構給付奨学金」新規出願説明会に必ず出席してください。

＜貸与・給付期間＞

2026年4月～卒業までの最短期間 ※4月新規出願者・予約採用候補者の場合

＜貸与・給付方法＞

奨学生本人名義の口座に、原則、毎月振り込まれます。

＜出願の条件＞

「家計基準」「学力基準」等、機構の定める基準に該当する学生のみ出願できます。ただし、すべてが基準内であっても、必ず採用されるとは限りません。

参考：機構ホームページ「進学資金シミュレーター」

奨学金の対象となるかの目安を確認することができます。参照してください。

＜他の奨学金との重複受給＞

機構は、その他の奨学金と同時に貸与・給付を受けることを禁止していません。

ただし、奨学金によっては、機構奨学金との重複受給を制限している場合があります。

→本学の学内奨学金との併給については、学部生はガイドブックのp.3～4、大学院生はp.[1]以降を確認してください。

<採用後の手続>

奨学金を継続するための手続が必要です。また、学業成績等が奨学生としてふさわしくないと判断された場合、期限までに手続を行わなかった場合は、奨学金が「停止」「廃止」になる場合があります。

■機構 貸与奨学金

<貸与奨学金の種類>

第一種 …無利子貸与。毎月一定額が貸与される制度。学部生は以下の金額より選択。

下線の月額、家計の状況により選択できない場合があります。

※大学院生の貸与月額は、ガイドブックp. [3]を確認すること。

※大学院生には「特に優れた業績による返還免除制度」あり。

月額 自宅通学者			月額 自宅外通学者		
20,000円	30,000円	40,000円	20,000円	30,000円	40,000円
<u>54,000円</u>			50,000円	<u>64,000円</u>	

[併用貸与]

第一種
+
第二種

両方の貸与を同時に受けることもできます。

第二種 …年利3%を上限とする有利子貸与。毎月一定額が貸与される制度。

以下の金額より選択。在学中は貸与金額の増減額が可。

※大学院生の貸与月額は、ガイドブックp. [3]を確認すること。

月額	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円
				120,000円	

入学時特別増額 …年利3.2%を上限とする有利子貸与。第一種または第二種とあわせて申請。

以下の金額より選択して申請し、初回入金時に一時金が貸与される制度。

2026年度入学生のみ (編入生を含む)	一時金	100,000円	200,000円
		300,000円	400,000円
		500,000円	

※家計の状況により、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込みをしたが融資が受けられなかったことを申告しなければならない場合があります。

<保証制度>

「人的保証」「機関保証」のいずれかを選択する必要があります。

<返還>

卒業（退学の場合は、離籍）後、7ヶ月目の27日より開始されます。

※引き続き大学院等に進学する場合は、「在学届」を提出することで返還開始を卒業後に延期すること（在学猶予）ができます。

■機構 給付奨学金

給付奨学金は、原則返還の必要はありません。

ただし、成績不振による廃止などの場合、奨学金を返還しなければならないことがあります。

世帯の所得金額に基づく区分に応じて、通学形態により定まる金額が、原則、毎月給付されます。

世帯の所得金額に基づく区分	月額 自宅通学者	月額 自宅外通学者
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
第Ⅳ区分	9,600円 (10,700円)	19,000円

※「自宅外通学」の区分で支給を受けるためには、機構の定める要件を満たす必要があります。

※第Ⅳ区分については、対象者が限られます。詳細は出願説明会等で確認してください。

※生活保護を受けている生計維持者と同居している学生および児童養護施設等から通学する学生は、上表のカッコ内の金額となります。

※給付奨学金とあわせて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

※区分については、毎年度見直しが行われます。

*** 学内奨学金 奨学金出願のための証明書類 ***

- ・各種証明書類は、コピーの提出可(一部の書類を除く)です。巻末の台紙(〈1〉～〈26〉頁)に貼付して提出してください。なお、一切返却できませんので、注意してください。また、台紙がなくなった場合、OTANI UNIPA「公開資料」のガイドブックデータから印刷し使用してください。
- ・複数にあてはまる場合は、あてはまるすべての書類を提出する必要があります。

【注意！】

「日本学生支援機構奨学金」出願のための証明書類については、出願説明会で確認してください。

収入に関する証明書類 ※生計維持者(原則父母両方)分を準備

- 注意
- ・**生計維持者は原則父母両方です。**奨学金出願にあたり、全員分の収入に関する証明書類が必要です。収入がない場合も、以下を参考に提出してください。
 - ・学生本人の収入だけで生活していても、独立生活せざるを得ない特別な事情のない場合(単なる不仲など)は学生本人を生計維持者とする事は認められません。ただし、学生本人が既婚者であり、本人が配偶者を扶養している場合などは、学生本人を生計維持者として認められる場合があります。
 - ・死別・離別等を理由に父母がどちらかおひとりの場合は、その方を生計維持者とします。
 - ・父母の両方がおられない場合は、父母に代わって家計を支えている方を生計維持者とします。本人が施設在籍者、里親による養育を受けている場合は、本人の証明書を提出する必要があります。
 - ・不明点があれば、出願前に学生支援課まで尋ねてください。

A. 2025(令和7)年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態の場合

該当する書類を台紙に貼付して提出	台紙 A1	<p><給与所得者>令和7年分 源泉徴収票のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ※「支払金額」を家計基準における「給与収入金額」とみなす。 ※手元がない場合は、勤務先へ申請する。 ※パート等で源泉徴収票が提出できない場合は、B1を提出する。
	台紙 A2	<p><個人事業主等></p> <p>令和7年分 確定申告書(控) 第一表と第二表の両方のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ※「所得金額等」欄の「合計金額」を家計基準における「所得金額」とみなす。 ※税務署の受付印があるもの、電子申告の場合は「受付日時が印字された申告書」「申告内容確認票 第一表と第二表の両方」が必要。 ※確定申告がない場合は、受付印のある「市(区・町・村) 民税・県(都・道・府) 民税申告書(控)」を提出する。 ※受付印等がない証明書類は、あわせて出願時に取得できる最新の所得証明書類または課税証明書類を提出する。
	台紙 A3	<p><6月以降に出願する場合></p> <p>市町村発行 令和8年度(令和7(2025)年1月～12月分) 所得証明書類・課税証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ※すべての収入・所得の種類と金額が記載されているもの。 ※給与所得者は「給与収入金額」と「公的年金収入金額」の合計金額を家計基準における「給与収入金額」とみなし、給与所得者以外(給与所得とその他所得両方の所得がある者を含む)は「合計所得金額」を家計基準における「所得金額」とみなす。

B. 2025(令和7)年1月2日以降に就職・転職・開業等した場合

該当する書類を台紙に貼付して提出	台紙 B1	<p><給与所得者>直近3ヶ月以上の給与明細のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ※月収3ヶ月分×5で計算して家計基準における「給与収入金額」とみなし、台紙B1に記入。ボーナスが出ないことが明らかな場合は、月収3ヶ月分×4で計算。 ※「月収」とは「総支給金額」から非課税収入を引いた金額を指す。
------------------	-------	--

	台紙 B2	<p><給与所得者>給与支払（見込）証明書</p> <p>※勤務先に台紙B2を持参し、就職後1年間の収入見込の証明を作成してもらう。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
	台紙 B3	<p><個人事業主等>自営業等その他所得報告書</p> <p>※所得を得ている方が作成。直近3ヶ月分の帳簿等のコピーを要添付。</p> <p>※開業した方は、開業してから1年間の所得見込を記載。</p> <p>※家計基準における「所得金額」とみなす。</p>

C. 無職の場合、2025（令和7）年1月2日以降に失職・廃業等した場合

台紙に貼付 して提出	台紙 C	<p><無職（専業主婦・夫等）、無収入></p> <p>市区町村発行 最新の（非）課税証明書または所得証明書</p> <p>※「所得金額が0円」と記載のある証明書を提出する。合計所得金額が0円であったとしても、所得の内訳欄（「給与収入」等）に金額の記載がある場合は、「所得金額が0円」の証明として使用不可。</p> <p>該当する収入の証明書を別途、提出する。</p>
		<p><雇用保険基本手当（失業保険）受給者>雇用保険受給資格者証のコピー</p> <p>※ハローワークより交付されたもののコピーを提出。</p> <p>※「基本手当金額×所定給付日数」－「2025（令和7）年12月以前の受給額」を台紙に記入しておく。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
		<p><給与所得者の退職>事業所発行 退職証明書</p> <p>※離職票のコピー、雇用保険受給資格者証のコピー、退職日の記載がある源泉徴収票のコピーでも代用可。</p>
		<p><個人事業主等の廃業>廃業届受理証明書のコピー</p> <p>※市区町村発行の証明書のコピーを提出する。</p>
		<p><破産>破産手続開始決定通知のコピー</p> <p>※裁判所発行の証明書のコピーを提出する。</p>

D. その他の収入がある場合

台紙に貼付 して提出	台紙 D	<p><各種年金>年金振込通知書あるいは年金額改定通知書のコピー</p> <p>※遺族年金等すべての年金について提出の必要がある。受給者名・受給額がわかる箇所すべてのコピーを提出する。</p> <p>※年額（計算式）を台紙に記入しておく。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
		<p><傷病手当金>傷病手当通知書のコピー</p> <p>※全国健康保険協会等より交付されたもののコピーを提出。</p> <p>※年額（計算式）を台紙に記入しておく。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
		<p><生活保護>生活保護決定（変更）通知書のコピー</p> <p>※住所地の市区町村福祉事務所より交付されたもののコピーを提出。</p> <p>※生活保護受給（適用）証明書は使用不可。必ず保護受給額が記載された証明書を提出すること。</p> <p>※年額（計算式）を台紙に記入しておく。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
		<p><各種手当（児童扶養手当・児童手当等）>通知書のコピー</p> <p>※住所地の市区町村より交付されたもののコピーを提出。</p> <p>※年額（計算式）を台紙に記入しておく。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
		<p><援助金・養育費>援助の年額の証明</p> <p>※援助者が自由書式で作成。</p>

		<p>※「援助金額(月額 ○万円等)」「援助期間」「援助の理由」「今後の見通し」「作成年月日」「援助者の署名・押印」を必ず記載する。</p> <p>※年額(計算式)を台紙に記入しておく。</p> <p>※家計基準における「給与収入金額」とみなす。</p>
--	--	---

E. 施設在籍者等

台紙に貼付して提出	台紙 E1	<p><本人が施設在籍者>施設在籍証明書のコピー</p> <p>※施設長より交付されたもの。</p>
		<p><里親による養育を受けている>児童(里親)委託証明書のコピー</p> <p>※児童相談所より交付されたもの。</p>

家庭事情に関する証明書類 ※同一生計の家族について該当する場合

E. 以下に該当する場合のみ提出

証明書が提出された場合に限り、家庭事情として選考で考慮されます。

台紙に貼付して提出	台紙 E1	<p><同一生計の家族の障がい></p> <p>障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳のコピー</p> <p>※「氏名」「等級」のわかる部分のコピーを提出。</p> <p>※障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を申請中の場合は、申請を受理された証明等を提出。</p>
		<p><要介護>要介護認定証等のコピー、事情書</p> <p>※介護されなければ自分で排せつができない程度以上の方で、6ヶ月程度以上状況が継続している事実が明らかな方がおられる場合は、その証明書のコピーを提出。あわせて家計を支えている方が自由書式で作成した事情書を提出。</p>
		<p><この1年の火災・風水害・地震等により、長期(2年以上)にわたって支出増・収入減が見込まれる場合></p> <p>市区町村・消防署発行 罹災証明書、被害額と復旧費用の領収書等のコピー、(生産手段である店舗・田畑等に被害を受けた場合など)収入減が予想される場合、その事実がわかるもの</p> <p>※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は、選考上控除不可。</p>
	<p><この1年の盗難等により、長期(2年以上)にわたって支出増・収入減が見込まれる場合></p> <p>警察署発行 盗難届の証明書、被害額の領収書等のコピー</p> <p>※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は、申請不可。</p>	
	台紙 E2	<p><6ヶ月以上にわたる長期療養(見込)>長期療養申告書</p> <p>※生計維持者が作成。</p> <p>※療養開始から6ヶ月が経過していない場合は、6ヶ月以上療養が必要と認められる場合に限り提出。申し込み時点分までを記入。</p> <p>※あわせて長期療養を受けている方の氏名が明記されている領収書(請求書は不可)のコピーを添付すること。</p> <p>※入院のための費用のうち、「特別室利用料」「光熱費」「食事療養費」「保険適用外の文書料」「病衣料」「差額ベッド代」等は含めずに記入。</p> <p>※健康保険などによって医療給付を受ける金額、損害賠償等によって補てんされる金額は申請不可。</p>
台紙 E3	<p><主に家計を支えている方の単身赴任>単身赴任申告書</p> <p>※生計維持者が作成。</p> <p>※単身赴任等で別居している方の氏名が明記されている領収書のコピー3ヶ月分を添付すること。</p>	

振込口座届

- 日本学生支援機構 御中
 大谷大学 御中
 大谷大学教育後援会 御中 ※該当する口にチェックしてください。

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

《コピー貼付欄》

の り し ろ ※コピーの余白を切り取り、台紙内に収まるようにしてください。

※振込口座通帳の以下の項目があるページをコピーして貼付してください。

銀行等 → 「銀行名」「支店名」「口座番号」「口座名義」

ゆうちょ銀行 → 【機構奨学金出願時】「口座の記号 — 番号」「口座名義」

【学内奨学金出願時】「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」「口座名義」

【注意】

- ・学生本人名義の通帳に限ります。
- ・1年以内に記帳できた通帳に限ります。(休眠口座になっている通帳は不可)

<日本学生支援機構奨学金に出願の場合のみ>

- ・「銀行等の普通預金」「ゆうちょ銀行の通常貯金」に限ります。

※信託銀行・農協・外資系銀行・新生銀行・あおぞら銀行・新銀行東京・
ネットバンク・コンビニ銀行・一部の信用組合は利用できません。

※3ヶ月以内に新設の支店は利用できない場合があります。



冊子より切り取って提出

振込口座届

- 日本学生支援機構 御中
 大谷大学 御中
 大谷大学教育後援会 御中 ※該当する口にチェックしてください。

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

《コピー貼付欄》

の り し ろ ※コピーの余白を切り取り、台紙内に収まるようにしてください。

※振込口座通帳の以下の項目があるページをコピーして貼付してください。

銀行等 → 「銀行名」「支店名」「口座番号」「口座名義」

ゆうちょ銀行 → 【機構奨学金出願時】「口座の記号 — 番号」「口座名義」

【学内奨学金出願時】「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」「口座名義」

【注意】

- ・学生本人名義の通帳に限ります。
- ・1年以内に記帳できた通帳に限ります。(休眠口座になっている通帳は不可)

<日本学生支援機構奨学金に出願の場合のみ>

- ・「銀行等の普通預金」「ゆうちょ銀行の通常貯金」に限ります。

※信託銀行・農協・外資系銀行・新生銀行・あおぞら銀行・新銀行東京・
ネットバンク・コンビニ銀行・一部の信用組合は利用できません。

※3ヶ月以内に新設の支店は利用できない場合があります。



冊子より切り取って提出

A1 令和7年分 源泉徴収票（コピー）

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

《コピー貼付欄》

の り し ろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

【注意】

- ・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ・「支払金額」を家計基準における「給与収入金額」とみなします。

《コピー貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

A2 令和7年分 確定申告書(控) 第一表・第二表 (コピー)

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

《コピー貼付欄》

の り し ろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、第一表・第二表 両方のコピーを貼付してください。

【注意】

- ・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ・「所得金額等」欄の「合計金額」を家計基準における「所得金額」とみなします。
- ・確定申告書に「税務署の受付印」「電子申請時の受付日時の印字」がない場合
→出願時に取得できる最新の所得証明書または課税証明書をあわせて提出してください。
- ・確定申告書がない場合
→受付印のある「市(区・町・村) 民税・県(都・道・府) 民税申告書(控)」を提出してください。

《コピー貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、第一表・第二表 両方のコピーを貼付してください。

A3 最新の所得証明書・課税証明書 (コピーまたは原本)

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

【注意】

- ・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ・給与所得者は「給与収入金額」と「公的年金収入金額」の合計金額を家計基準における「給与収入金額」とみなし、給与所得者以外（給与所得とその他所得両方の所得がある者を含む）は「合計所得金額」を家計基準における「所得金額」とみなします。

の
り
し
ろ

※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

の
り
し
ろ

※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

B1 給与明細（コピー） ※直近3ヶ月分

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

- ・給与明細書をもとに、3ヶ月分の月収×5で計算して、下記に記入する。
- ・ボーナスが出ないことが明らかな場合は、3ヶ月分の月収×4で計算する。
- ・「月収」とは「総支給金額」から非課税収入を引いた金額を指す。

年間収入＜A＞	円（見込）
上記の計算式	() 年 () 月分 () 円
	() 年 () 月分 () 円
	() 年 () 月分 () 円
	非課税収入を除く3ヶ月分月収 合計 () 円
	 () 円 × <C> () =年間収入＜A＞ () 円
※<C> ボーナスありは5、ボーナスなしは4で計算	

《コピー貼付欄》

の り し ろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

【注意】

- ・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ・家計基準における「給与収入金額」とみなします。

《コピー貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

B2 給与支払（見込）証明書

学 生 番 号（学生本人が記入）	氏 名（学生本人が記入）
	フリガナ

給与受給者 氏 名 印

この度、奨学金に出願しますので、上記の給与受給者について、1年間の給与支払総額（見込）の証明をお願いします。

《事業所の方へ》

この証明書は、事業所から源泉徴収票が発行されない場合等に、給与所得者が事業所から証明をいただくものです。

※1 証明時において1年以上勤務しているが、パート等で源泉徴収票が発行できない場合、賞与を含めた1年間（12ヶ月）の支払金額を「1年間の支払金額」欄に記入してください。

※2 証明時において勤務期間が1年間に満たない場合、賞与も含めた1年間（12ヶ月）の支払見込額を「1年間の支払見込金額」欄に記入してください。

就職年月日	年 月 日	職名（役職名）	内 訳	
区分	支払期間	給与支払総額 ※交通費は除く	賞与支払総額	支払総額 ※交通費は除く
			円	
最近の月収 〔見込額〕	年 月分			円
1年間の 支払金額※1	年 月～ 年 月(12ヶ月)	円	円	円
1年間の 支払見込金額 ※2	年 月～ 年 月(12ヶ月)	円	円	円

上記のとおりであることを証明します。

20 年 月 日

所在地 _____

TEL () - _____

勤務先名称 _____

代表者氏名 _____ 印

B3 自営業等その他所得報告書

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

1年間の「自営等その他所得」について、万円単位で記入してください。
 事業の開業・開始日より1年に満たない場合は、1年間の見込を計算し、記入してください。
 また、根拠となる直近3ヶ月の帳簿等のコピーを裏面に貼付してください。

事業の開業・開始日 年 月 日

事業の種類

報告内容の年月 年 月～ 年 月の1年間（見込）

	売上金額（年額）	経費等（年額）	所得(1年間の純利益)
営業	万円	万円	万円
農業	万円	万円	万円
その他事業	万円	万円	万円
不動産	万円	万円	万円
利子	万円	万円	万円
配当	万円	万円	万円
給与	万円	万円	万円
雑費（公的年金等）	万円	万円	万円
雑費（その他）	万円	万円	万円

上記のとおりであることを証明します。

20 年 月 日

作成者名 _____ 印 _____

《コピー貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

C 無職の場合に関する証明書

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

■市区町村発行 最新の「(非)課税証明書」「所得証明書」の原本またはコピー

※「所得金額が0円」と記載のある証明書を裏面に貼付してください。

※無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていない場合、証明書の所得金額欄に金額が記載されない場合があります。この場合は市区町村役場で「市(区・町・村) 民税・県(都・道・府)民税申告書」の申請を行い、(控)のコピーを裏面に貼付して提出してください。

■ハローワーク発行「雇用保険受給資格者証」のコピー

※以下を記入し、裏面にコピーを貼付してください。

※家計基準における「給与収入金額」とみなします。

基本手当金額 () 円×所定給付日数 () 日 = () 円 < A >

12月以前の受給額 = () 円 < B >

< A > - < B > = () 円

■「退職証明書」のコピー

※退職した勤務先から発行されているもののコピーを裏面に貼付してください。

※「雇用保険受給資格者証」のコピー、「退職日の記載がある源泉徴収票」のコピーでも代用可です。

■ハローワーク発行「離職票」のコピー

※裏面にコピーを貼付してください。

■市区町村発行「廃業届受理証明書」のコピー

※裏面にコピーを貼付してください。

■裁判所発行「破産手続開始決定通知」のコピー

※裏面にコピーを貼付してください。

【注意】

・マイナンバーの記載のないものを提出してください。

《貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

D その他の収入

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

いずれの収入も、家計基準における「給与収入金額」とみなします。

■「年金振込通知書」「年金額改定通知書」のコピー

※遺族年金等すべての年金について提出の必要があります。受給者名・受給額がわかる箇所すべてのコピーを裏面に貼付してください。
※年額（計算式）を以下に記入してください。

() 円 ×年 () 回受給 =年額 () 円

■「傷病手当通知書」のコピー

※裏面にコピーを貼付し、年額を以下に記入してください。

年額 () 円

■市区町村福祉事務所発行「生活保護決定（変更）通知書」のコピー

※生活保護受給（適用）証明書は使用不可です。必ず保護受給額が記載された証明書のコピーを裏面に貼付し、年額（計算式）を以下に記入してください。

() 円 ×年 () 回受給 =年額 () 円

■各種手当（児童扶養手当・児童手当等）通知書のコピー

※住所地の市区町村より交付された通知書のコピーを裏面に貼付し、年額（計算式）を以下に記入してください。

() 円 ×年 () 回受給 =年額 () 円

■援助（援助金・養育費）の年額の証明

※援助者が自由書式で作成し、裏面に貼付してください。

なお、「援助金額（月額 ○万円等）」「援助期間」「援助の理由」「今後の見通し」「作成年月日」「援助者の署名・押印」を必ず記載してください。

※年額（計算式）を以下に記入してください。

() 円 ×年 () 回受給 =年額 () 円

《貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

E1 家庭事情に関する証明書

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

《貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

■「施設在籍証明書」のコピー

※施設長より交付された証明書のコピーを貼付してください。

■「児童（里親）委託証明書」のコピー

※児童相談所より交付された証明書のコピーを貼付してください。

■「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のコピー

※「氏名」「等級」のわかる部分のコピーを貼付してください。

※身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を申請中の場合は、申請を受理された証明等を提出してください。

■「要介護認定証」等のコピー、事情書

※介護されなければ自分で排泄ができない程度以上の方で6ヶ月程度以上状況が継続していることが明らかな場合は、「要介護認定証」等のコピーに加え、家計支持者が作成した事情書（自由書式）を貼付してください。

※認定区分「要支援」は対象外です。

■市区町村・消防署発行 「罹災証明書」「被害額と復旧費用の領収書」等のコピー

収入減が予想される場合、その事実がわかるもの

※コピーを貼付してください。

※この1年の火災・風水害・地震等により、長期（2年以上）にわたって支出増・収入減が見込まれる場合に提出してください。

※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は、申請できません。

■警察署発行 「盗難届の証明書（届出受理番号等）」「被害額の領収書」等のコピー

※コピーを貼付してください。

※この1年の盗難等により、長期（2年以上）にわたって支出増・収入減が見込まれる場合に提出してください。

※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は、申請できません。

《貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

E2 長期療養申告書

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

申込時現在において6ヶ月以上にわたる長期療養中の方、または6ヶ月以上の療養が必要と認められる方が同一生計の家族の中におられた場合のみ、提出してください。

※療養開始から6ヶ月が経過していない場合は、6ヶ月以上療養が必要と認められる場合に限り、申し込み時点分までを記入してください。

※長期療養を受けている方の氏名が明記されている領収書のコピー（請求書は不可）を必ず裏面に貼付し、領収書をもとに下記の項目を記入してください。

※入院のための費用のうち、「特別室利用料」「光熱費」「食事療養費」「保険適用外の文書料」「病衣料」「差額ベッド代」等は含めずに記入してください。

※健康保険などによって医療給付を受ける金額、損害賠償等によって補てんされる金額は申請できません。

長期療養中の同一生計の家族 氏名 _____
 続柄 父・母・兄弟姉妹・その他（ _____ ）

療養期間 年 月 ~ 年 月 予定・未定

入院期間 年 月 日 ~ 年 月 日 予定・未定

対 象 科 目	月	月	月	月	月	月
医師・歯科医師への 診療・治療費	円	円	円	円	円	円
病院・診療所への 入院費用	円	円	円	円	円	円
マッサージ、はり、きゅう、 柔道整復等の治療費	円	円	円	円	円	円
治療・療養のための 医薬品費	円	円	円	円	円	円
病院、診療所への 通院費用 (必要不可欠なもの)	円	円	円	円	円	円
看護人に対して 支払う費用 (賄い費を含む)	円	円	円	円	円	円
※要介護認定者・要支援 認定者のみ サービス利用費 (自己負担額)	円	円	円	円	円	円
1ヶ月あたりの合計	円	円	円	円	円	円

1年間の見込金額	円
----------	---

《コピー貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

E3 単身赴任申告書

学 生 番 号	氏 名
	フリガナ

主に家計を支えている方が単身赴任で別居している場合のみ、提出してください。

※単身赴任等で別居している方の氏名が明記されている領収書のコピー3ヶ月分を必ず裏面に貼付し、領収書をもとに下記の項目を記入してください。（明記されていないものは控除不可）

※領収書の代わりとして通帳のコピーを提出する場合は、その請求書・契約書のコピーもあわせて添付してください。（添付のないものは控除不可）

※引越代、食費、帰省交通費、通信費、ガソリン代、駐車場代、別居している家族への扶養送金等は対象外です。

※控除が可能な金額は71万円までです。

※勤務先から住居費や光熱・水道費が支給されている場合は、支給額を差し引いた金額を記載してください。

単身赴任の期間 年 月から

単身赴任先住所 〒 ー _____

住居の形態 社宅または寮 ・ 勤務先の借上げ ・ 個人の賃貸契約

対 象 科 目	月	月	月	合 計
住居費（家賃）	円	円	円	円
光熱費	円	円	円	円
水道費	円	円	円	円
家具・家事用品	円	円	円	円

1 年間の見込金額	円
-----------	---

《コピー貼付欄》

のりしろ ※台紙からはみ出る場合は、折って貼付してください。

※原本は各自で保管し、コピーを貼付してください。

2026年度 大谷大学大学院 奨学金について

【大学院生対象 学内奨学金 制度説明会／「日本学生支援機構奨学金」新規出願説明会のご案内】

日 時 2026年4月2日(木) 15:10~16:25

会 場 尋源館1階 J103教室

※別途、2026年度後期に「学内奨学金制度説明会」を実施予定です。日時や会場などの詳細はOTANI UNIPAにてお知らせします。

奨学金名	大谷大学大学院修士課程育英奨学金・博士後期課程育英奨学金【給付型】		
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 全学年・全専攻		
目的	人物・学業成績が特に優秀な学生に学費の一部として奨学金を給付することにより、その勉学と人間育成を奨励し、前途有為な人物を社会に送り出す		
給付額	修士課程：半期授業料相当額 博士後期課程：年間授業料相当額		
採用人数	課 程	第1次選考	採用決定
	修士課程	各学年・各専攻から若干名	各学年・各専攻から2名ないし3名以内
	博士後期課程	各学年・各専攻から若干名	各学年・各専攻から1名以内
給付期間	採用年度のみ(毎年出願は可)。		
出願資格	本学大学院生(ただし、長期履修学生及び外国人留学生を除く)。当該年度の再入学者及び年度外復籍者は出願不可。学年によって成績基準あり。前年度休学者については学生支援課に出願資格を確認すること。		
募 集	出願説明会を4月中旬に開催予定。 ※詳細はOTANI UNIPAにて周知予定 出願書類、出願期間、選考方法、採用者発表、証書授与式、奨学金給付時期等については、出願説明会にて説明。		
備 考	1. 大谷大学大学院修士課程育英奨学生・博士後期課程育英奨学生に採用された年度は、雲井奨学金は出願不可 2. 前年度実績は、修士課程出願者16名中採用者10名、博士後期課程出願者5名中採用者5名。		

奨学金名	大谷大学大学院博士後期課程研究支援給付奨学金【給付型】		
対 象	博士後期課程 全学年・全専攻		
目的	人物及び学業成績が優秀でありながら経済的事情により修学及び研究が困難な者に対し、学費の一部として奨学金を給付		
給付額	半期授業料相当額		
採用人数	各学年・各専攻から1名以内		
給付期間	採用年度のみ(毎年出願は可)。		
出願資格	本学大学院博士後期課程の学生のうち、大谷大学大学院博士後期課程育英奨学金の出願資格を持つ者(第1学年から出願可)		
募 集	出願説明会を4月中旬に開催予定。 ※詳細はOTANI UNIPAにて周知予定 出願書類、出願期間、選考方法、採用者発表、証書授与式、奨学金給付時期等については、出願説明会にて説明。		
備 考	1. 大谷大学大学院博士後期課程育英奨学生に同時出願する必要あり 2. 大学の定める家計基準あり 3. 大谷大学大学院博士後期課程育英奨学生との併給不可 4. 前年度実績は、出願者1名中採用者0名。		

奨学金名	雲井奨学金【給付型】		
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 全学年・全専攻		
目的	故・雲井昭善 名誉教授の寄付金を財源として、大谷大学での学びに強い意欲を持ちながら、経済的事情により修学が困難な学生に学費の一部として奨学金を給付		
給付額	200,000円		
採用人数	①大学院から1名以内 ②大学院仏教学専攻及び文学部仏教学科から1名 (いずれも休学中の学生は出願不可)		
給付期間	採用年度のみ(給付は修士課程、博士後期課程の在学中、それぞれ1回限り)		
出願資格	学力基準について、2026年度前期終了時、以下の修了所要単位を修得している学生 修士課程第1学年 8単位以上 修士課程第2学年 26単位以上 博士後期課程第1学年 4単位以上 博士後期課程第2学年 8単位以上 博士後期課程第3学年 14単位以上 その他は、『奨学金ガイドブック』p.7「雲井奨学金」を参照(学部と同様)		
募 集 出 願 書 類 出 願 期 間 選 考 証 書 授 与 式 給 付 時 期	『奨学金ガイドブック』p.7「雲井奨学金」を参照(学部と同様)		
備 考	1. 大谷大学大学院修士課程育英奨学生・博士後期課程育英奨学生に採用された年度は、雲井奨学金は出願不可 2. 前年度実績は、修士課程出願者1名中採用者1名、博士後期課程出願者0名中採用者0名。		

奨学金名	東本願寺奨学金 【給付型】
対象課程・学年	修士課程第2学年、博士後期課程第3学年
目的	真宗大谷派の奨学金で、就学支援及び多様な分野で社会貢献する人の誕生に資する
給付額	未定（OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること）
採用人数	未定（OTANI UNIPA「奨学金・学費」掲示板に掲載する募集要項を参照すること）
出願資格	2025年度後期終了時、修了所要単位を次の通り取得している学生 修士課程第2学年 18単位以上 博士後期課程第3学年 12単位以上
募集 出願書類 出願期間 選考 証書授与式 給付時期	『奨学金ガイドブック』p.9「東本願寺奨学金」を参照（学部と同様）
備考	前年度実績は、修士課程出願者6名中採用者3名、博士後期課程出願者2名中採用者1名。

奨学金名	大谷大学教育ローン援助奨学金 【給付型】（新入生のみ出願可）
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 2026年度新入生
目的	経済的理由により修学が困難なため金融機関等の教育ローンを利用し、入学金・授業料等を納入した学生に対し、その返済にかかる利子の全額または一部を給付することにより、経済的負担を軽減
給付額	当該年度に負担した利子の合計額（年額上限30,000円）
採用人数	20名以内<学部を含む>
給付期間	正規の最短修業年限内（修士課程は2年間、博士後期課程は3年間）※ただし、休学期間は受給不可
出願資格 募集 出願書類 出願期間 選考 給付時期	『奨学金ガイドブック』p.10「大谷大学教育ローン援助奨学金」を参照（学部と同様）
備考	前年度実績は、修士課程出願者1名中採用者1名、博士後期課程出願者0名中採用者0名。

奨学金名	大谷大学大学院留学助成金 【給付型】				
対象課程・学年	<修士>全学年 <博士後期>全学年				
目的	国際社会に貢献できる学生の育成のため、留学中の学費負担を軽減				
採用人数 留学期間 給付額	種類	採用人数	期間	助成金	備考 A区分：アメリカ合衆国、イギリス、カナダ、ドイツ、フランス等 B区分：大韓民国、台湾等 C区分：中国等
	交換留学	学術交流協定による	原則1年協定による	なし	
	協定留学	前・後期各3名以内	原則1年協定による	A区分 460,000円 B区分 360,000円 C区分 260,000円	
	一般留学		1年		
申請	対象	大学の留学制度を利用して海外の大学等に留学する学生			
	不可	1. 学術交流協定校へ留学する者のうち、原則、学術交流協定により海外学費が全額免除される場合 2. 他の奨学金機関・団体より奨学金を受給する場合、助成金を申請できない場合あり			
	書類	留学助成金申請書、通帳コピー			
	期間	9月下旬（2027年度前期留学制度出願者） 12月上旬（2027年度後期留学制度出願者）※詳細はGLOBAL SQUAREへ確認すること			
選考	申請者が多数の場合は選考を実施				
申請・相談先	GLOBAL SQUARE（慶聞館 1階）※留学支援内容は、GLOBAL SQUARE発行の「留学の手引」も確認すること				

奨学金名	大谷大学教育後援会文芸奨励賞 【給付型】
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 全学年・全専攻
目的	50字以内の日本語表現による文芸作品を募集し、優秀者に教育後援会が奨励金を給付し、言葉による表現意欲を奨励
金額・人数	最優秀賞… 50,000円（1名以内） 優秀賞… 30,000円（2名以内） 佳作… 10,000円（13名以内） <学部を含む>
心算資格 募集方法 心算期間 選考方法 受賞者発表 表彰式 授与時期 重複受給	『奨学金ガイドブック』p.10「大谷大学教育後援会文芸奨励賞」を参照（学部と同様）
備考	前年度実績は、修士課程出願者2名中採用者0名、博士後期課程出願者1名中採用者0名。

奨学金名	日本学生支援機構奨学金【貸与型】		
目的	勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度		
貸与月額 ※2025年度実績	修士課程		博士後期課程
	第一種奨学金【無利子】	5万円・8万8千円から選択	8万円・12万2千円から選択
	第二種奨学金【有利子】	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択	
貸与期間	正規の最短修業年限内（修士課程は2年間、博士後期課程は3年間） ※ただし、休学期間および原級留置期間は受給不可		
出願資格	高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる学生 日本学生支援機構の定める基準に該当する学生		
出願期間	4月2日（木）の出願説明会にて、出願書類を配付し説明		
出願書類	①2026年度日本学生支援機構奨学金（大学院）出願申請書 ②記入済みスカラネット入力下書き用紙（原本） ③記入済みスカラネット入力下書き用紙（コピー） ④振込口座届のコピー ⑤成績に関する書類 ⑥確認書 ※下記書類は、該当者のみ必要 ・論文（大谷大学以外の大学出身者） ・在留資格・在留期間を確認する書類 ・施設等在籍証明書 等		

奨学金名	真宗大谷学園特別奨学金【給付型】		
目的	特別奨学生には、学生としての本分を尽くし、勉学に精励する中で、浄土真宗の精神をしっかりと身につけていただき、また、学業修了後も、常に研鑽を深めながら浄土真宗の精神を世界に開き、自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める人物となっていたることを願いとされている。		
給付額	各年度の学費（入学金・授業料・施設費）全額及び修学支援金		
給付期間	正規の最短修業期間（修士課程2年、博士後期課程3年）		
対象	大学院修士課程及び博士後期課程の真宗学専攻・仏教学専攻への入学予定者		
出願時期	入学前の大谷大学大学院入試 春季試験の出願期間と同じ（締切日消印有効）		
その他	真宗大谷学園（大谷大学を含む）が設けたその他の奨学金と併せて出願及び給付を受けることはできない。 なお、学費減免や外国人留学生指定宿舍費補助も奨学金に該当する。		
問い合わせ ・出願先	学校法人 真宗大谷学園 Tel 075-371-5521 〒600-8167 京都市下京区烏丸通七条上る常楽町真宗大谷派宗務所内		

奨学金名	地方公共団体等奨学金【学外：給付型・貸与型】		
制度内容	地方公共団体や財団法人等、各種団体による奨学金 ・「大学経由で応募」「各団体に学生が直接応募」するものがある ・大学に奨学金の募集が来た場合は、「奨学金掲示板」で募集を行う ・各団体に学生が直接応募する奨学金については、ホームページや各団体の窓口で詳細を確認し、自分の責任で申し込むこと		

《緊急時の奨学金・支援制度》

奨学金名	大谷大学教育後援会家計急変奨学金【給付型】		
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 全学年・全専攻		
目的	生計維持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者）の家計急変により、修業の継続が経済的に困難になった学生に対し、大谷大学教育後援会が奨学金を給付		
対象家計急変期間	前期	2026年度入学生：2026年4月1日以降の家計急変 2025年度以前入学生：2025年6月1日以降の家計急変	
	後期	2026年度入学生：2026年4月1日以降の家計急変 2025年度以前入学生：2026年1月1日以降の家計急変	
給付額	250,000円 ※困窮度に応じ、別に定める基準に基づいて増額する場合あり		
採用人数	32名以内（学部を含む。前期・後期 各16名以内）		
募集 出願書類 出願期間 選考 給付時期	『奨学金ガイドブック』p.12「大谷大学教育後援会家計急変奨学金」を参照（学部と同様）		
備考	前年度実績は、修士課程出願者1名中採用者0名、博士後期課程出願者0名中採用者0名。		

奨学金名	日本学生支援機構貸与型奨学金（緊急・応急）【貸与型】
目的	1年以内に、生計維持者の失職・破産・事故・病气・死亡、火災・風水害等の災害による被害等により、著しく収入が減少もしくは支出が増大したことにより家計が急変し、修学が困難になった学生に奨学金を貸与することで修学を継続させる
貸与期間	第一種【無利子】：家計急変事由発生月よりその年度末まで（一定条件にて正規の最短修業年限まで延長することが可能） 第二種【有利子】：修了までの最短期間は継続可能
出願資格	日本学生支援機構の定める基準に該当する学生
出願時期	随時（年度末については出願できない場合あり）
その他	貸与額、出願書類は3頁記載の「日本学生支援機構奨学金」を参照

制度名	天災等による学費免除・減額制度
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 全学年・全専攻
制度内容	連帯保証人の家屋に暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象や火事、または爆発等を原因として被害を受けた場合に、被害状況をひもたせて審査を行い、学費を免除・減額する ※連帯保証人が居住する家屋の準半壊以上、半壊以上、または床上浸水以上の被害が対象 ※居住地でない蔵や門などは対象外
申請手続	すみやかに学生支援課に相談すること
申請書類	罹災状況報告書 学費免除・減額申請書 罹災証明書（市区町村発行） 被害状況がわかる写真 ※写真は可能な限り提出すること <学費免除・減額が決定した場合> 生計維持者（同一生計の父母両方）の所得証明書

制度名	大谷大学短期貸付金制度
対象課程・学年	修士課程・博士後期課程 全学年・全専攻
制度内容	不測の事態や緊急の事由（授業中や課外活動中での怪我や急病など）でその場で現金が必要になった場合に、無利子にて短期の貸付を行う（連帯保証人からの援助が妥当である生活費、入院治療費、学費補填などは除く） <返 還>貸付日より5ヶ月以内に返還すること（繰上返還可） <貸付条件>2度目以降の貸付を希望する場合、以前の貸付金が返還完了していること
金額	50,000円以内
貸付手続	①申込書・借用証書を記入（印鑑（スタンプ印不可）と学生証を持参のうえ、学生支援課まで相談に来ること） ②緊急に必要な理由かどうかを審査

（学部・大学院共通のご案内）

質問・相談がある場合は、必ず本人が来課し、窓口で出願する（または給付・貸与を受けている）奨学金名を申し出てください。
なお、学生支援課は奨学金だけでなく、学籍事項・下宿など学生生活全般の質問・相談を受け付けています。
また、奨学金情報は、慶間館1階の奨学金掲示板にも掲載しています。併せて参考にしてください。

【大谷大学 学生支援課（慶間館1階）】

事務取扱時間 平日 9:00～13:00、14:00～17:00

（行事などにより、変更・休止をする場合があります）

学内奨学金窓口 TEL.075-411-8119

日本学生支援機構奨学金窓口 TEL.075-411-8053

<学生支援課の場所は学生手帳p.63、奨学金掲示板の場所は学生手帳p.54参照。>

○奨学金出願及び業務に当たって取得した個人情報、本学で管理・保管し奨学金事業全般で利用します。

登録された個人情報は、本学の教育・研究活動の範囲内で、情報公開のために統計・分析に利用する場合があります。